

三宅島漁業協同組合及び小笠原島漁業協同組合

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

三宅島漁業協同組合（設立：昭和45年12月）及び小笠原島漁業協同組合（設立：昭和43年10月）（以下、「組合」という。）は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき、組合員の経済的地位の向上と漁業の生産力の増進を図ることを目的として、主として次の事業を行っている。

- ア 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- イ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設の設置
- ウ 組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売

(2) 都との関係

ア 三宅島漁業協同組合

都は、「東京都漁業近代化資金利子補給規則」（昭和42年東京都規則第118号）に基づき、組合と漁業近代化資金利子補給契約を締結し、利子補給として、表1のとおり、平成17年度15万余円、平成18年度9万余円を交付している。

イ 小笠原島漁業協同組合

都は、組合が行う事業に対し、表2のとおり、補助金を交付している。

(表1) 補助金の交付状況等

(単位：円)

組合名	事業名	年度 (平成)	対象経費	補助金額	対象事業等の内容
三宅島漁業 協同組合	漁業近代化資金 利子補給	18	4,407,395	99,764	漁船建造等資金 漁業対策特別資金
		17	6,824,818	157,243	

(表2) 補助金の交付状況等

(単位：千円)

組 合 名	事 業 名	補 助 金 額		対 象 事 業 等 の 内 容
		平成17年度	平成18年度	
小 笠 原 島 漁 業 協 同 組 合	硫黄島関連漁業 対策事業費補助金	24,718	20,828	生簀外網、サメ除け用外 網設置等に対する補助 (補助率10/10)
	小笠原漁業振興 開発事業費補助金	0	25,380	漁具倉庫設置に対する 補助(補助率10/10)
	沖ノ鳥島漁業操 業支援対策事業費 補助金	86,786	60,584	用船によるカツオ・マグ ロ漁業の操業支援補助 (補助率10/10)

2 組 織

(1) 三宅島漁業協同組合

組合は、事務所を三宅村阿古680に置き、役員10名（代表理事組合長1名、副組合長1名、専務理事1名、理事4名、監事3名）（うち非常勤9名）及び職員6名で構成されている。

(2) 小笠原島漁業協同組合

組合は、事務所を小笠原村父島字奥村に置き、役員8名（代表理事組合長1名、副組合長1名、理事4名、監事2名）（全員非常勤）及び職員11名で構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監 査 の 範 囲

平成17年度及び平成18年度の補助事業について実施した。

なお、三宅島漁業協同組合は、補助金を交付している産業労働局において書面監査を実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局

平成19年4月10日及び同年6月8日

(2) 小笠原島漁業協同組合

平成19年4月25日

第4 監 査 の 結 果

1 事業実績について

事業は補助目的に沿って適正に執行されているものと認められる。